

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日か、  
当分の翌日)

### ◇選管告示

#### 目次

- 衆議院議員の総選挙における選挙長等の選任
- 衆議院議員の総選挙における選挙長が事務を行なう場所
- 衆議院議員の総選挙における立会演説会の開催計画
- 衆議院議員の総選挙における立会演説会の演説の順序を決定するくじを行なう日時等
- 衆議院議員の総選挙に用いる投票用紙の様式
- 衆議院議員の総選挙における仮投票用封筒等に押すべき印
- 衆議院議員の総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行なう日時等
- 衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序のくじを行なう日時等
- 衆議院議員の総選挙における選挙会の場所等
- 衆議院議員の総選挙において候補者一人につき支出できる金額
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任
- 最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式
- 最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行なう場合の投票用紙の様式

### ◇選挙長告示

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等  
最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等に押すべき印  
衆議院議員の総選挙において選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき等のくじを行なう場所等

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 選挙長 米子市明治町八番地 加藤 章

二 選挙長の職務代理者 鳥取市西品治八六一番地の一 岩崎 忠夫

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行なう。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における立会演説会の開催計画を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百五十五条第一項

一 立会演説会の方法

班別編成の方法

二 立会演説会を開催すべき予定の日時および会場

第 一 班							第 二 班						
月 日	曜日	時 間	開催市町村	会 場	月 日	曜日	時 間	開催市町村	会 場				
十一月二十四日	金	午後一時三十分	鳥取市	遷喬小学校	十一月二十四日	金	午後一時三十分	米子市	米子市公会堂				
" 二十五日	土	七時	智頭町	智頭小学校	" 二十五日	土	七時	日野町	根雨公会堂				
" 二十六日	日	七時	鳥取市	日進小学校	" 二十六日	日	七時	米子市	明道小学校				
" 二十七日	月	一時三十分	気高町	浜村小学校	" 二十七日	月	一時三十分	西伯町	西伯町中央集会所				
" 二十八日	火	七時	倉吉市	成徳小学校	" 二十八日	火	七時	東伯町	東伯町中央公民館				
" 二十九日	水	一時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター	" 二十九日	水	一時三十分	東郷町	桜小学校				
" 三十日	木	七時	名和町	名和中学校	" 三十日	木	七時	倉吉市	成徳小学校				
" 三十日	木	一時三十分	東伯町	東伯町中央公民館	" 三十日	木	一時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター				
" 三十日	木	七時	名和町	名和中学校	" 三十日	木	七時	倉吉市	成徳小学校				

及び第二項の規定により次のとおり定めただので、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

十二月 一日	金	〃 七時	〃 一時三十分	西伯町 米子市	西伯町中央集会所 米子市公会堂
十二月 二日	土	〃 七時	〃 一時三十分	日南町 日野町	日野上小学校 根雨公会堂
十二月 三日	日	〃 七時	〃 一時三十分	境港市 米子市	境小学校 明道小学校
十二月 一日	金	〃 七時	〃 一時三十分	鳥取市	気高町 日進小学校
十二月 二日	土	〃 七時	〃 一時三十分	智頭町	郡家町 智頭小学校
十二月 三日	日	〃 七時	〃 一時三十分	岩美町 鳥取市	中央中学校 岩美中学校 遷喬小学校

三 一回の立会演説会において演説することができる候補者の数および演説の時間

候補者の数 五人以内

演説の時間 三十五分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における立会演説会において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条の第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行なわれる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行なう日時及び場所を次のとおり定め、鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第二十二条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十七年十一月二十一日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりとする。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

表  
折目

衆議院議員選挙投票

鳥取県  
選挙管理  
委員会印

裏  
折目

○ 注意  
ちゅうい

一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は書かないこと。

めい氏  
しや者  
しや者  
ほ補  
こう候

備考

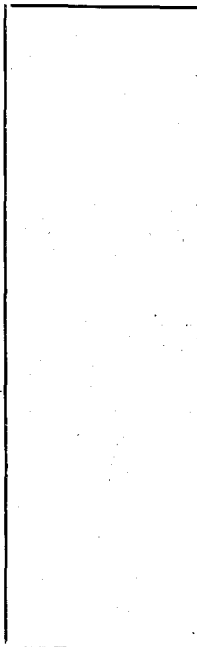
- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

表

衆議院議員選挙投票

鳥取県  
選挙管理  
委員会印

裏



## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行なう日時及び場所を、次のとおり定める。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十七年十一月二十二日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行なう日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同規程同条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十七年十一月二十三日 午後五時十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和四十七年十二月十三日 午前十一時

## 鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙において公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、三百万五千三百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和四十七年十二月十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査  
分会長及びその職務代理者を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年  
法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施  
行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選  
挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により  
次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条に  
おいて準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 審査分会長

米子市明治町八番地 加藤 章

二 審査分会長の職務代理者

鳥取市西品治八六一番地の一 岩崎 忠夫

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和四十七年十二月十日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票  
用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六  
号）第十四条第三項の規定により、次のとおり定める。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

折目	折目	折目	○ 注 意 ちゅうい 一、やめさせた方がよいと思ふ裁判官につ ては、その名の 上の欄にXを書くこと。 二、やめさせなくてもよいと思ふ裁判官につ ては、何も書かないこと。 なにか
最高裁判所裁判官 国民審査投票	裁 判 官 の 名	小 川 信 雄	さか もと よし かつ 坂 本 吉 勝
		お か は ら ま さ 男	お か は ら ま さ 男
		ふ じ ば や し え き ぞう	ふ じ ば や し え き ぞう
		し も た だ た け そう	し も た だ た け そう
		き し せ い ち	き し せ い ち
		あ ま の ぶ い ち	あ ま の ぶ い ち
鳥取県 選挙管理 委員会印			

表

最高裁判所裁判官  
国民審査投票

鳥 取 県  
選挙管理  
委員会印

裏

備考

- 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒インクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。
- 3 裁判官の名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和四十七年十二月十日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行なう場合における投票用紙の様式を最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第七条の規定により、次のとおり定める。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

折目 折目 折目 折目 折目 折目 折目

最高裁判所裁判官  
国民審査投票

鳥 取 県  
選挙管理  
委員会印

表

最高裁判所裁判官  
国民審査投票票

鳥取県  
選挙管理  
委員会印

裏

備考

1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和四十七年十二月十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は、次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)第三十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和四十七年十二月十三日 午前十一時三〇分

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和四十七年十二月十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十七年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

選挙長告示

衆議院議員選挙鳥取選挙区選挙長告示第一号

昭和四十七年十二月十日執行の衆議院議員の総選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定め、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月二十日

衆議院議員選挙鳥取選挙区選挙長 加藤 章

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 日時 昭和四十七年十二月七日 午後五時十分

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】